○法務省告示第四百十九号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第四項（同令第三十三条の十五第三項及び他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

法務大臣　田中　慶秋

電子認証登記所の登記官の電子証明書（自己署名証明書）	電子証明書のハッシュ値（16進数）（注）
シリアル番号（10進数）：201211000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice 組織名（organizationName）=Japanese Government 国名（countryName）=JP 有効期間（validity）： 西暦2012年10月10日から西暦2016年１月９日まで	79C2　D08C　6CAD　0340　F9F0 E7CA　D502　7AF5　EBD0　842B
シリアル番号（10進数）：201111000000003 主体名（subject）： 名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice 組織名（organizationName）=Japanese Government 国名（countryName）=JP 有効期間（validity）： 西暦2011年10月10日から西暦2015年１月９日まで	B256　D978　F878　B87D　334B 86F4　9D44　C8D4　0E3E　5464
シリアル番号（10進数）：200911000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice 組織名（organizationName）=Japanese Government 国名（countryName）=JP 有効期間（validity）： 西暦2010年10月10日から西暦2014年１月９日まで	16FB　83B7　8BE4　517A　E455 8243　82DA　8322　8CF1　9308
シリアル番号（10進数）：200911000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice 組織名（organizationName）=Japanese Government 国名（countryName）=JP 有効期間（validity）： 西暦2009年10月10日から西暦2013年１月９日まで	9F75　8E47　41DA　9EA8　249F 6374　D27D　5E65　BA59　DD6D

（注）　ハッシュ関数ＳＨＡ－１（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1　3　14　3　2　26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値

○財務省告示第三百十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年九月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百九十四億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千三億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆三千三百八十一億五千九百二十一万七千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千二億百九十二万六千五百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年九月三日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘五毛

十二　償還期限　平成二十四年十二月三日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年九月三日

○財務省告示第三百十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年九月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

財務大臣　城島　正光